

長野市ケア会議 報告事項

中部地域包括支援センター地域ネットワーク会議から提起された地域課題
「介護保険料未納により給付制限を受けるケースへの早期対応について」
(令和3年5月20日議題提出)

1. 前回協議内容

介護保険料未納のケースに対して徴収員が訪問の際、認知症の疑われる者、生活支援が必要な人や経済困窮などの実態がうかがわれるケースについて、包括支援センター職員が訪問し、早期から予防的介入を行い、給付制限を受けずに済むように働きかけられるような仕組みを整備したい。

・委員より出された意見

介護現場では、介護保険証を見て初めて介護保険料未納になっていることがわかるので、あらかじめ情報があると介護保険サービスの調整にも活かすことができる。ぜひ庁内各部署の連携をしてもらいたい。

⇒いただいた意見を踏まえ、庁内の関係部署と連携の可能性を探る。

2. 経過報告

・5月20日の運営協議会終了後、介護保険課賦課徴収担当と中部地域包括支援センターにより、今後の対応について協議を行い、次のように対応することしました。

- ① 徴収員が訪問した際、本人の身体状況及び家の中の様子に変化があるなど心配な方を見つけた場合には、介護保険課より中部地域包括支援センターに対応を依頼する。
- ② 中部地域包括支援センターは、地区担当包括に相談内容を伝えて、状況の確認を依頼する。
- ③ 地区担当包括は、過去の相談状況を確認し、(相談履歴等がない場合には、地区民生委員とも連絡を取りながら、) 本人宅を訪問して、本人の状況を確認した上で、必要な支援に繋げるとともに、中部地域包括支援センターへの報告を通じて、介護保険課とも情報共有を図りながら、今後の対応を検討していく。